

平成 31 年 2 月 21 日

gooddays ホールディングス株式会社

代表取締役社長 小倉 博

問合せ先：

取締役財務・経理本部長 高尾 秀四郎

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、事業環境が刻々と変化する業界環境の中、企業価値の持続的な増大を図るには、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に添えていくことが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化・充実を重要課題と位置づけています。

こうした認識のもと、業務分掌の実施や規程の整備等により内部統制を強化するとともに、随時体制の見直しを実施し、企業価値の向上を図ることで、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CASABLANCA 株式会社	810,903	50.06%
小倉 博	299,355	18.48%
小倉 弘之	188,184	11.62%
東急不動産ホールディングス株式会社	30,000	1.85%
三菱地所株式会社	28,500	1.76%
GDH グループ社員持株会	27,750	1.71%
小田急電鉄株式会社	22,500	1.39%
池田泉州キャピタルニュービジネスファンド5号投資事業有限責任組合	12,000	0.74%
SI 創業応援ファンド投資事業有限責任株式会社	6,000	0.37%
オフィス扇	3,000	0.19%
塩見 紀昭	2,400	0.15%

支配株主名	CASABLANCA、小倉 博、小倉弘之
親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

CASABLANCA 株式会社は、小倉博の近親者であり当社代表取締役副社長である小倉弘之が議決権の過半数を所有する資産管理会社であります。小倉博は、CASABLANCA 株式会社及び小倉弘之の保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。また小倉弘之は上述の CASABLANCA 株式会社の過半数を所有するとともに自らの直接所有分を含めると当社の議決権の過半数を保有することになるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引等を行う際は、取引理由、取引の必然性、取引条件等につき、法令や社内規程に基づき十分に検討したうえで、取引可否の意思決定を行うこととしております。また、取引を行う場合には、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提とし、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐藤 桂	他の会社の出身者／公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 桂	○	—	公認会計士の有資格者であり、経理・財務面について豊富な知識と経験を有していること及び複数の上場企業の社外役員の経験を有していることから、

			経理・財務面のみならずビジネスの面においても適切な判断やアドバイスを 行える人材と判断し、社外取締役を選任しております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利害相反の生じる恐れのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名以内
監査役員の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者と監査役会は、内部監査の実施状況等について随時情報交換を行っております。また定期的に内部監査担当者、監査役会メンバー及び会計監査人は一堂に会して情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等につき意見交換を行っております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川合 弘毅	他の会社の出身者/公													

	認会計士																		
岩瀬 ひとみ	他の会社の出身者／弁 護士																		
中川 廣明	他の会社の出身者																		

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川合 弘毅	○	—	建設業を営む企業の業務執行を担当する取締役であり建設業界に精通し、当グループの暮らし Tech セグメントに関する知見に基づく助言を期待しております。また公認会計士資格を持ち、監査法人での監査の経験をベースとした財務に関する知見に基づく助言も期待しております。また当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株

			主との利益相反が生じる恐れのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
岩瀬 ひとみ	○	—	弁護士の資格を有しており、法務面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして適切な判断及びアドバイスが行える人材と判断し、社外監査役に選任しております。また当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
中川 廣明	○	—	上場企業にてコンプライアンス実務の責任者としての経験を持ち、加えて上場企業の子会社の監査役を歴任する中で培ったコンプライアンス実務や監査業務に関する経験から常勤監査役に選任しております。また当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充当する社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	「ストックオプション制度」及び「単独運用・特定金外信託（新株予約権活用型インセンティブプラン）」の導入
---------------------------	---

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度及び「単独運用・特定金外信託（新株予約権活用型インセンティブプラン）」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役員、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

当社は、現在及び将来の従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、ストックオプションに加え、税理士佐藤孝幸を受託者として、「単独運用・特定金外信託（新株予約権活用型インセンティブプラン）」（以下「本信託」という。）を設定しており、受託者たる佐藤孝幸に対して、新株予約権を発行しております。本信託は、佐藤孝幸が、受益者適格要件を満たす者に対して、新株予約権を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者のうち、当社の社内規程等で定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、将来の功績評価を基に将来時点で新株予約権の分配の多寡を決定することを可能とするものであります。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	有
---------------------	---

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された範囲内において監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・監査役に対しては、財務・経理本部が窓口となり、取締役会・監査役会の招集やその他の各種連絡事項の伝達を適時に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会・監査役

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名の合計4名（うち、社外監査役3名）で構成されており、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を行っております。監査役は、株主総会及び取締役会への出席、取締役、子会社の取締役、従業員、会計監査人、内部監査室からの報告收受等を行っております。

c. 内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名（専任者）と内部監査担当者2名が内部監査を実施しております。内部監査は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

d. グループ戦略会議

当社はグループ各社が一体として事業の円滑かつ合理的な遂行を行うために必要な議論及び情報の共有を目的として、当社の業務執行取締役、常勤監査役及び子会社取締役が出席するグループ戦略会議を毎月1回開催し、経営方針の伝達、利益計画及び各案件の進捗状況の報告を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査役会が独立した立場から取締役の業務執行を監査するという体制が経営の効率化と健全性確保に有効と考え、監査役会設置会社を採用しております。当社の取締役会の構成は5名の内1名の社外役員を配し、監査役会は4名の内3名の社外監査役（4名中2名は常勤）を配して経営の透明性と公正性を確保しております。また取締役の業務執行の監査を徹底するため、弁護士、会計士等の専門家に加え、コンプライアンス実務に精通した経験者を起用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り日程を早め、総会開催月の最終週の開催を回避する所存です。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	国内外機関投資家比率や導入コスト、導入によるメリット等を勘案し、今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト上において掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の一般投資家向け会社説明会の開催をする予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	今後、検討すべき事項と考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイト上にて情報を公開する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ企画本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「コンプライアンス規程」において、コンプライアンスに基づく公正で誠実な経営を実行することにより、当社を取り巻くステークホルダーの信頼を獲得し、企業価値の維持・向上を図ることを掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーへの積極的、適切かつ公平な情報提供を基本方針としており「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」を策定しステークホルダーへの公平公正な情報の提供により、ステークホルダーとの積極的な対話を目指しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。</p> <p>a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。 2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。 3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行する。 4) 「コンプライアンス規程」その他社内規則に基づき、法令順守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。 5) 業務執行に関する法令および定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。 6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力および団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力および団体への資金提供は絶対に行わない。 <p>b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- 2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備および見直しを行う。
- 3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。
- 4) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長および監査役に対して適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。
- 2) 業務執行に関する責任者およびその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」その他社内規程に定めるところによる。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、主要な子会社および関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
- 2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社および子会社における業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。
- 3) 子会社の管理は企画本部が行うものとし、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な

範囲で配置するものとする。

- 2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役およびその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役およびその他使用人に対して報告を求めることができる。
- 2) 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- 2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

i. 現状において明らかになった課題・改善点

現状は内部統制構築フェーズであるため、大きな課題や改善点等は明らかになっておりません。今後、構築及び評価を通して明らかにする予定であります。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備および運用を行う。
- 2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備および運用を行う。
- 3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。



2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 取引先等の調査について

当社は、全ての役員登用時、従業員の入社時、新規顧客との取引時、株主に対して下記の通りに反社会的勢力排除に向けた調査を行っており、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はありません。当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、対応しております。

- 1) 採用時のみならず役員登用時にも、日経テレコン、インターネット等を利用して調査を行います。
- 2) 入社時・入社後の誓約書に反社でない旨の宣言書を入手しております。
- 3) 新規取引開始に当たり日経テレコン、インターネット等を利用して調査を行います。また、新たに契約書を締結する場合には契約書に取引先が反社会的勢力等と関わる企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。
- 4) 新規に株主になってもらうに当たり関係各所からのヒアリングや、日経テレコン、インターネット等を利用して調査を行います。

b. その他体制整備の状況について

- ・ 契約書・取引規約に反社会的勢力と判明した場合、即解約の条項を規定
- ・ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素より、警察・弁護士事務所・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との密接な連携関係を構築
- ・ 反社会的勢力からの接触に対する対応マニュアルの制定
- ・ 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への加入及びセミナー等への参加
- ・ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	導入していません。
---------	-----------

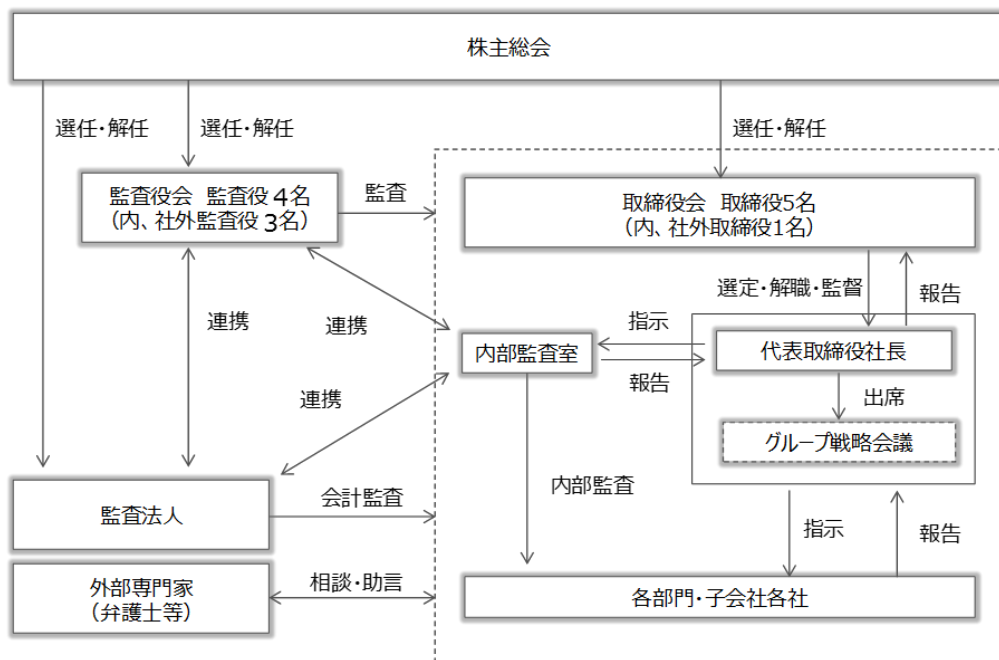
該当項目に関する補足説明

—

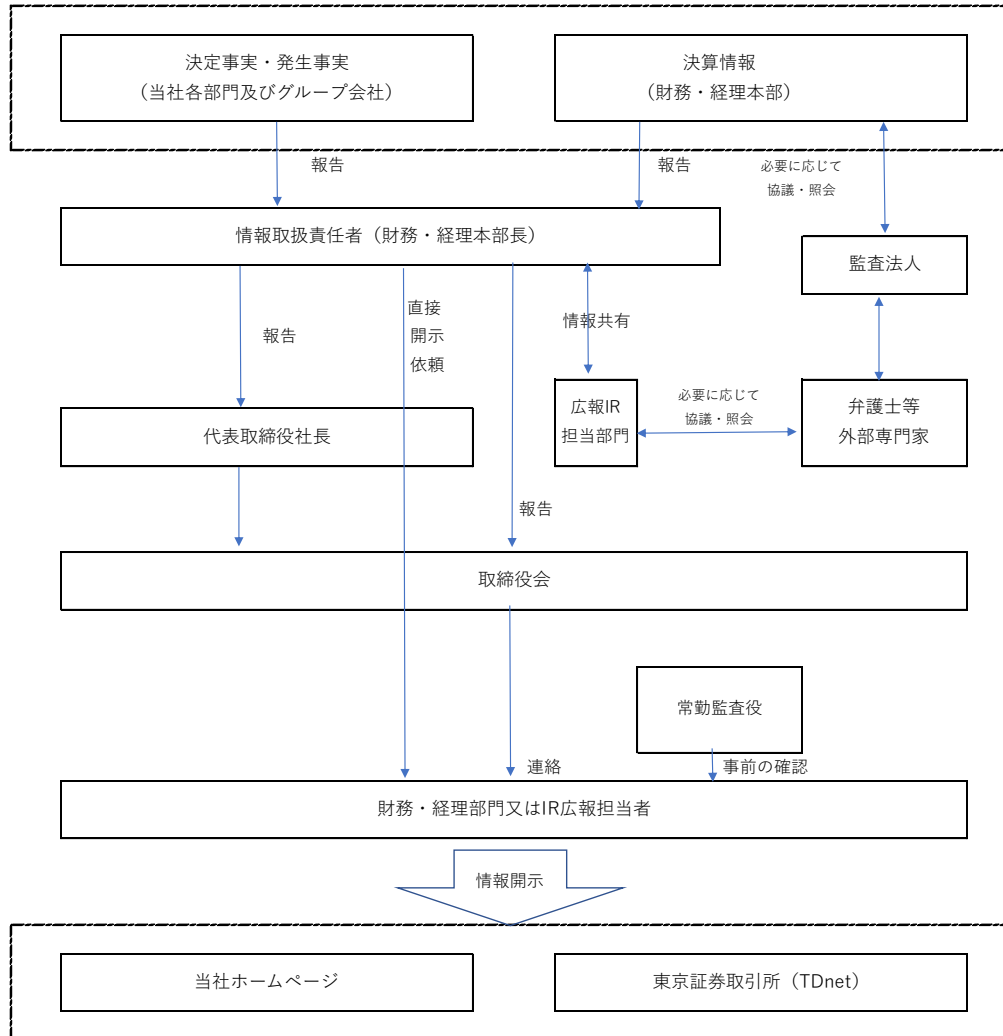
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【コーポレート・ガバナンスの模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上